

要 望 書

山中 竹春 横浜市長 様

一般社団法人 横浜市私立保育園こども園園長会
会 長 疋 田 千 実

～子どもの育つ環境の大切さ・安心安全な保育について～

平素より、横浜市における保育行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私どもは、横浜市私立保育園こども園園長会として、市内の私立保育園・こども園の適切な運営と、子どもたちが安心・安全に育まれる環境の充実に日々取り組んでおります。横浜市とともに、子どもたちの最善の利益を最優先に考え、質の高い保育を提供できるよう努めてまいりました。

しかしながら、近年の社会情勢の変化や子どもを取り巻く環境の複雑化により、現場では様々な課題が顕在化しております。特に、個別配慮を要するケースの増加、保護者による職員へのハラスメント問題、さらには保育士の配置基準の問題など、現行の制度・体制のままでは十分に対応しきれない状況が生じています。

子どもたちの育つ環境の大切さを横浜市と共有しながら、加盟園が安定的な運営を継続できるよう取り組んでまいりたいと考えております。つきましては、下記のとおり要望申し上げますので、何卒ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【要望1】 プラス1名配置加算について

■ 現状と背景

近年、発達障害や情緒的なサポートを必要としながら、様々な事情により加配認定が得られない、個別の配慮が必要な子どもの数が増加しており、保育現場ではこれらのケースへの対応が急務となっています。令和10年度より本格導入が進む5歳児健診においても、同健診の結果を踏まえ、就学に向けて必要な支援を提供する地域のフォローアップ体制を構築することが目的とされており、保育園・こども園での対応も求められていることから、今後さらに個別支援の対応件数が増加することが見込まれます。

現行制度では、ローテーション保育士制度により一定の人員補充が図られていますが、この制度はあくまでも通常保育の補完的な役割を担うものです。個別の配慮が必要な児童への継続的かつ専門的なサポートを行うには、ローテーション配置に加えて専任的なプラス1～3名程度（定員に応じた配置人数を求めます。名称としては「プラス1名配置」とします）の確保が不可欠な状況となっています。

また、保育士一人当たりの負担増加は、職員のバーンアウトや離職につながるリスクも高く、保育の質の低下のみならず、園全体の運営安定性を脅かす問題にも発展しかねません。個別配慮が必要な子どもへの適切な支援と、職員の負担軽減を同時に実現するために、プラス1～3名の配置加算制度の整備が急務です。

配慮が必要となる子どもで診断等を受けていない場合は、個別支援保育教育対象児童として加配申請ができますが、残念ながら、保護者の理解や同意が得られず、こちらの加配申請がなされにくい現状があります。こちらの制度の利用を待っていたのでは現場の人手が不足し、保育の安全が保たれず、保育士も安心して保育を行うことができないため、至急の制度運用が必要です。

《要望事項1》

- ・プラス1名配置加算を、すべての認可保育園・認定こども園に対して適用すること。定員に応じてプラス人数を1～3名程度とすること。
- ・加算の認定要件を明確化し、申請手続を簡素化することで、各施設が確実に活用できる制度とすること。
- ・加算に係る予算を横浜市が責任をもって確保し、施設の経営的負担が生じないよう配慮すること。
- ・制度創設に向けて速やかに園長会との協議の場を設け、かつ、制度運用開始後にも定期的に協議の場を設け、現場の実態を反映した見直しを継続的に行うこと。

【要望2】 カスタマーハラスメント対策について

■ 現状と背景

近年、保育園・こども園の現場において、一部の保護者から職員に対して度を越えた要求や言動が見られるケースが増えています。具体的には、長時間にわたる電話や来園による執拗な苦情、合理的な範囲を超えた対応要求、SNSを通じた中傷・脅迫的な発言、さらには特定の職員への個人攻撃といった事例が報告されています。このような状況は、職員の精神面に深刻な影響を及ぼして

おり、離職の一因ともなっています。保育士不足が深刻な社会問題となっている中、現場の職員を守る環境整備は喫緊の課題です。職員が安心・安全に保育に専念できる環境を確保することは、ひいては子どもたちへの保育の質を守ることに直結します。

このようなカスタマーハラスメント対策は、一施設のみでの対応では限界があり、行政と園長会が連携した組織的・体系的な対策が必要です。年度末に作成いただいたカスタマーハラスメント対応ポスターを契機として、横浜市として保育施設を守る明確な姿勢と仕組みを示していただくことが、抑止力としても重要な意義を持ちます。

また、保育の応諾義務がある施設としては、悪質な保護者に対し転園や退園を伝えられない点が対応上の大きな問題となっています。この点に関しては、保育の委託を行う行政が責任をもって対応することが必要です。

《要望事項2》

- ・悪質な事案については、行政が施設に代わって毅然とした対応を取れる仕組みを構築し、保護者及び市民に周知すること（法的対応の支援を含む）。
- ・悪質な事案については、必要に応じ、行政から当該保護者に対し、転園等をもちかける運用を構築すること
- ・全施設の管理職・職員向けにカスタマーハラスメント対応の研修機会を設けること。

【要望3】 新たな障がい認定の仕組みについて

■ 現状と背景

現行の障がい児支援に係る認定制度においては、保護者の同意が手続の前提となっており、保護者が障がいの存在を認めない、あるいは支援の必要性を受け入れられないケースでは、加配認定が得られず、子どもが必要な支援を受けられない状況が生じています。

このうち、個別の配慮が必要ではあるが診断を受けていない子どもについて、「個別支援保育教育対象児童」の制度を利用して加配申請をしようとした際に、保護者が申請書式に「障害児」と記載されているのを見て、書式への記載途中で申請を取りやめる例が見られています。

保育現場では、日々の観察を通じて支援の必要性を把握しているにもかかわらず、制度上の制約により適切な職員配置を行うことができず、本来受けるべき配慮を受けられない子どもが存在することは、大変心苦しい現実です。こうした状況は、子どもの発達の機会を失わせるばかりか、早期発

見・早期支援の観点からも大きな損失です。

よって、加配認定制度においても加配申請がスムーズに行われるよう、次の事項を要望いたします。

《要望事項3》

- ・加配申請にあたり、保護者の理解が得られるよう、保護者への丁寧な説明と理解促進を図るための支援体制（専門的相談窓口の設置、専門支援員による保護者との面談等）を整備すること。
- ・「障害児保育教育対象児童」の申請書式と、「個別支援保育教育対象児童」の申請書式を別の書式とし、「個別支援保育教育対象児童」の申請書式は、できるだけ保護者に寄り添い、申請に際しての心理的抵抗を少なくするような記載およびデザインとすること。

【要望4】 保育士配置基準の見直しについて

■ 現状と背景

現行の保育士配置基準は、国が定めた最低基準に基づくものですが、近年の子どもを取り巻く環境の変化、保育ニーズの多様化・複雑化を踏まえると、現状の基準では一人ひとりの子どもに寄り添った質の高い保育を提供するには十分でないと言わざるを得ません。

配置基準については、子どもの安全確保と丁寧なケアの両立の観点から、現場では常に困難を伴っています。また、近年は食物アレルギーへの対応、医療的ケア児の受け入れ、外国籍家庭への対応など、保育士に求められる業務は多岐にわたり、一人当たりの業務負担は年々増加しています。

配置基準の在り方について、現場実態に即した抜本的な見直しが急務です。横浜市においては、保育先進都市として全国をリードしてきた歴史があります。国の基準を超えた独自の手厚い配置基準を定めることで、保育の質の向上と、保育士が誇りをもって働き続けられる環境の実現を目指していただきたいと思います。

《要望事項4》

- ・横浜市独自の保育士配置基準を国の基準より手厚い水準に見直すこと。
- ・配置基準の見直しにあたっては、事前に現場の実情を調査・把握したうえで、園長会との十分な協議の場を設けること。
- ・見直し後の配置に係る財源を横浜市として確保し、施設の経営を圧迫しないよう適切な補助措置を講じること。

・配置基準の改善を継続的に検討する定期的な協議体を設置し、保育環境の継続的な改善を図ること。

【要望5】監査における保育士配置数の確認について

■現状と背景

現在、監査課による保育士配置の過不足に関する指摘が、子どもの予定外の登降園に対して細かい分単位で行われているという実態があります。この指摘に対応するため、各園ではやむを得ず15分単位での細かなローテーションを組まざるを得ない状況に追い込まれています。

その結果、保育士の出退勤時刻が日によって大きく異なり、毎日の通勤時間が一定しない生活を強いられています。保育士は高い体力・集中力・精神力を要する職種であり、規則的な生活リズムの確保は職員の健康管理の基本です。しかし現状では、通勤時間すら予測できない不規則な勤務体系のもと、食事・睡眠・休息のサイクルが乱れ、体調管理もままならない実態が生じています。こうした環境は、職員の心身の疲弊を加速させ、離職・バーンアウトのリスクをさらに高める深刻な要因となっています。

配置基準の在り方と監査の運用基準について、現場実態に即した抜本的な見直しが急務です。

《要望事項5》

・監査における配置基準確認の運用を、現場の実態に即した合理的な単位・方法へ改善すること。特に、15分単位での細かい指摘に基づくローテーション対応が職員の生活リズムと健康管理を著しく損なっている実態を真摯に受け止め、改善措置を講じること。

以上

上記の要望事項は、いずれも横浜市の保育の質の向上と、子どもたちが安心・安全に育まれる環境の整備に直結する重要な課題と認識しております。その他、状況に応じて必要な事項が生じた際には、随時横浜市と協議してまいりたいと考えております。何卒、前向きにご検討くださいますようお願い申し上げます。

当会は、引き続き横浜市と緊密に連携し、本市の保育の質向上と子どもたちの健やかな育ちの為に力を尽くして参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。